



「熊本大学における 性の多様性を尊重するガイドライン」 学生版

I. 性の多様性を尊重する基本方針

全ての人が自分らしく生きられる共生社会の実現には、多様性の尊重が必要不可欠です。また、2023年6月にはLGBT理解増進法が公布・施行され、性の多様性の尊重がより強く求められています。このような状況を踏まえ、熊本大学は、「熊本大学イニシアティブ2030」(2022年4月1日)にあるとおり、地域と世界に開かれ、共創を通じて社会に貢献する教育研究拠点大学であることを目指すとともに、九州の中核的総合大学としてSDGsの達成を目指し、ダイバーシティを推進しています。また、これを受けて同年には「第3期国立大学法人熊本大学ダイバーシティ推進基本計画」を策定し、全ての人が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、新たな価値を創造できる持続可能なダイバーシティ社会の実現を目指すことを基本理念としました。さらに、2024年7月1日には「熊本大学ダイバーシティ宣言」を公表し、性別・年齢・国籍等にかかわらず個性を活かす社会を共に創ることで、『個の色を活かし、未来を拓く』ダイバーシティ社会の実現に向けて積極的に取り組むことを宣言しています。これらの背景のもと、今ここに、熊本大学は、上記「ダイバーシティ宣言」に基づいて性の多様性に関する以下の基本方針を掲げ、併せてガイドラインを定めることにします。

1. 熊本大学は、全ての人の性自認、性的指向等の性の多様性を尊重します。
2. 熊本大学は、性のあり方やその情報の取扱いについて、本人の意思を尊重します。
3. 熊本大学は、性のあり方を理由とした差別やハラスメントを禁止します。
4. 熊本大学は、多様な性のあり方を尊重するために、心理的・物理的な障壁の除去および環境・制度 整備を促進します。
5. 熊本大学は、性の多様性に関する理解促進のため、全ての構成員の意識啓発に努めます。

II. 本学の対応

(1) 氏名・性別情報の管理と取扱い

① 通称名の使用

学長裁定*に基づき通称名の使用が許可される場合があります。なお、障害や疾病によらずとも別途手続きを踏めば、通称名の使用ができるよう、改善に努めます。
※理由によって、通称名の使用の許可をしている(平成30年2月7日学長裁定「熊本大学における学生の旧姓、通称名及び別姓使用の取扱いに関する事項」)。

② 学籍上の性別の変更

戸籍上の性別が変更された場合に限り可能です。なお、必要性がない限り、書類等での性別情報の記載をできる限り廃止していくよう周知を図ります。

③ 性別情報の取扱い

本学では、事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることがないように、慎重に取扱います。

④ 証明書・書類等における性別情報の記載

本学が発行する証明書や本学に提出する書類等の性別欄は、必要不可欠な場合を除き、廃止するよう努めます。

(2) 授業について

① 体育の性別の取扱い

体育の実技等において、男女のグループ分けや、男女別ルールの適用によらない実施を心がけます。
また、実技の際、男女別の要素がある場合や着替えが必要な

場合はシラバスに明記します。

【履修、更衣室などの配慮について相談したい場合の相談窓口】

専門教育の場合 授業担当教員…①

教養教育の場合 教育支援課教養教育担当…②

なお、種目などの性質上、競技中に人と接触する場合もあるかもしれませんが、各教員が工夫し、接触の可能性を減らすことに努めます。

② 授業でのグループ分け

性別によるグループ分けが行われないよう、教員へ周知します。

③ 授業での呼称

男女での使い分けをせず、統一するよう、教員へ周知します。

④ 宿泊を伴う学外活動の取扱い

学外活動時の宿泊施設等は男女別に部屋や浴室が分かれている場合が大半ですが、施設の使い方を工夫するなど、配慮に努めます。

(3) その他学生生活

① 定期健康診断

個別対応が必要な場合は、事前に保健センターに相談してください。

【相談窓口】

保健センター…③



② 学生寄宿舎

本学の学生寄宿舎は男女別の棟に分かれており、各棟の各階に共用の談話室、補食室、トイレ、洗面・洗濯室を設けています。また、寮生全員が使用できる共通棟には男子浴室と女子浴室を設置しています。

寄宿舎に興味のある方には「寮の見学」の機会を設けており、現役の寮生が建物の説明だけでなく、日常生活についての質問も受けています。事前の相談をご希望の方は以下の「相談窓口」までご連絡ください。なお、国際交流会館の入居を希望する外国人留学生等で相談が必要な場合は、事前に国際教育課に相談してください。

【学生寄宿舎についての相談窓口】

熊本大学学生支援部学生生活課(生活支援担当)…④

【国際交流会館についての相談窓口】

学生支援部国際教育課・国際学生交流チーム…⑤

③ 就職支援・インターンシップ

就職活動やインターンシップに際して不安な場合は就職支援課に相談してください。必要に応じて学生支援室をはじめとした関係部署と連携し、理解がある企業の情報を一緒に探すなどの支援をします。

【相談窓口】

学生支援部就職支援課…⑧

④ 留学関係

・本学から留学する人

国際教育課が担当する派遣留学について特別な配慮を必要とする場合、国際教育課に相談してください。各部署等による派遣の場合は、各部署の担当窓口にご相談ください。なお、個人で応募する場合は、自分で留学先に問い合わせてください。

【国際教育課が担当する派遣留学の相談窓口】

学生支援部国際教育課・国際学生交流チーム…⑥

【各部署等による派遣の相談窓口】

各学部等の担当窓口

・本学に留学する人

入学前相談の場合、全学の短期留学プログラム生は国際教育課に相談してください。正規課程、部局間交流協定校からの短期留学プログラム生や研究生の場合、各学部等の窓口に相談してください。なお、入学後に学生相談室に相談する場合は、必要があれば国際教育課や部局担当者が付き添うことがあります。また、保健センターには英語対応可能な医師が配置されています。

【全学の短期留学プログラム生の相談窓口】

学生支援部国際教育課・国際学生交流チーム…⑥

【正規課程への入学を希望する場合の相談窓口】

各学部等の担当窓口

(4) 学内環境

① トイレ

「だれでもトイレ」の整備や拡充を図っています。設置場所は、別紙バリアフリーマップを参照してください。

② 更衣室

「だれでもトイレ」の一部に、フィッティングボードを設置しています。設置場所は、別紙バリアフリーマップを参照してください。なお、更衣が必要な授業において配慮を希望する場合は、事前に担当教員(専門教育の場合)または、教育支援課教養教育担当(教養教育の場合)に相談してください。

【更衣などの配慮について相談したい場合の相談窓口】

専門教育の場合 授業担当教員…①

教養教育の場合 教育支援課教養教育担当…②

Ⅲ. 見直し

このガイドラインは必要に応じて見直しを行います。



IV. 相談窓口

(1) 学内

相談事項など	担当	電話番号	場所
		電子メール	
① 体育の履修（専門教育）	授業担当教員		
② 体育の履修（教養教育）	教育支援課教養教育担当	096-342-2727 gak-kyoyo@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
③ 定期健康診断（学生）	保健センター	096-342-2164 hoken@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
④ 学生寄宿舍	学生支援部学生生活課	096-342-2124 gag-kosei@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
⑤ 国際交流会館	学生支援部国際教育課 国際学生交流チーム	096-342-2133 gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
⑥ 国際教育課による派遣留学 短期留学プログラム	学生支援部国際教育課 国際学生交流チーム	096-342-2135(派遣) 096-342-2103(受入) gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
⑦ 各部局等による派遣留学 本学の正規課程への入学	各学部等の担窓口		
⑧ 就職支援・ インターンシップ	学生支援部就職支援課	096-342-2119、2120 gas-syuki@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
⑨ 学生生活に関すること	学生相談室	096-342-2128、2124 gag-soudan@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪北
⑩ 修学に必要な配慮や支援	学生支援室	096-342-2765、2766 https://sien.kumamoto-u.ac.jp/contact/	黒髪北
⑪ その他様々な相談	ダイバーシティ推進室	096-342-3281 diversity@jimu.kumamoto-u.ac.jp	黒髪南

なお、性の多様性を尊重する取組みの一環として、理解を深めるための資料を図書館などで閲覧できます。

(2) 学外

・よりそいホットライン

厚生労働省による補助金事業です。悩みによりそって、一緒に解決する方法を探してくれます。24時間・365日の無料電話相談で専門の相談員が対応してくれます。性別や同性愛などに関わる相談は、ガイドランス#4を押ししてください。

TEL：0120-279-338

受付日時：24時間・365日対応

団体名称：一般社団法人社会的包摂サポートセンター

ホームページ：

<https://www.since2011.net/yoriso/>



よりそいホットライン
QRコード

・みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。相談は、法務局職員又は人権擁護委員が対応します。秘密は厳守されます。

TEL：0570-003-110

受付日時：平日午前8時30分から午後5時15分まで

ホームページ：

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

※この他にも「性的マイノリティ」「LGBT」といった検索ワードを用いて相談窓口等の検索が可能です。

V. 学内施設配置図（別紙参照）